

保証委託申込書のご記入見本

【ご署名・ご捺印欄】

申込者および担保提供者の方全員分のご署名・ご捺印をお願いします。
(1枚目のみご捺印願います。)

※印鑑登録証明書に記載のご住所およびご氏名をご記入願います。

※担保提供者の方(申込者にご加入されず、担保提供のみをされる方)は、「担保提供者」欄にのみご署名・ご捺印願います。

【日付】

申込者の方が保証委託申込みを行う日をご記入願います。

平成30年度以降申込用

住宅改良開発公社提出用

保証委託申込書

一般財団法人 住宅改良開発公社 御中

平成 30年 6月 1日

1. 申込者

住所	沖縄県那覇市おもろまち1-2-26	住所	沖縄県那覇市おもろまち1-2-26
氏名(自署)	改良 太郎	氏名(自署)	改良 次郎
		担保提供者	
住所		住所	沖縄県那覇市おもろまち1-2-26
氏名(自署)		氏名(自署)	改良 三郎

この申込書
二枚

【区分】

該当する区分を○で
囲んでください。

2. 借入申込内容

借入先	沖縄振興開発金融公庫			
区分	<input checked="" type="radio"/> 1 建設	<input type="radio"/> 2 購入	<input type="radio"/> 3 改良	<input type="radio"/> 4 償還中の引受
融資種別	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸住宅(ファミリー) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅(省エネ) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅(サービス付高齢者向け一般住宅型) <input type="checkbox"/> 中高層ビル <input type="checkbox"/> 賃貸住宅改良(ファミリー) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅改良(省エネ) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅改良(サービス付高齢者向け一般住宅型) <input type="checkbox"/> その他(種別名: _____) <small>(※いずれかのボックスにチェック)</small>			
借入予定金額	賃貸住宅等	100,000,000 円	35 年間	
借入予定期間	住宅	円	年間	
	中高層ビル等	円	年間	
	合計	円		
保証料方式	<input checked="" type="checkbox"/> 保証料返戻なし(納付を受けた保証料は、返戻しません。) <input type="checkbox"/> 保証料返戻あり(会社の定める事由に該当したときに、保証料の一部を返戻します。) <small>(※いずれかのボックスにチェック。但し、融資種別が「賃貸住宅改良」の場合は、「保証料返戻あり」のご利用のみとなります。)</small>			
資金受領方法	<input type="checkbox"/> 分割交付 <input checked="" type="checkbox"/> 一括交付 (※いずれかのボックスにチェック)			
物件所在地	沖縄県那覇市おもろまち1-2-26			

【融資種別】

該当する融資種別に
チェック(✓)を
お願いします。

【借入予定金額・期間】
「公庫借入申込書」
の資金計画欄に合わ
せてご記入願います。
※円単位となっており
ますので、ご注意
ください。

【資金の受領方法】

公庫資金の受領
方法のいずれかに
チェック(✓)をお
願います。

私及び担保提供者は、下記事項を約諾の上、貴公社に対し上記借入れについての保証委託の申込みをいたします。

約 諾 事 項

- 本申込みに基づく保証委託契約は、私が貴公社の定めるところにより保証料を支払った時に、私が沖縄振興開発金融公庫及び貴公社に対し負担する債務について、裏面記載の保証委託約款の内容により成立するものとする。
- 本申込みに基づき私が負担する保証料については、特に貴公社から指定がある場合を除き、沖縄振興開発金融公庫にその支払を委託すること。
- 本申込みに基づいて、保証料領収書と一連のものとして同一内容の事項を記載する保証委託契約証書は、保証終了時まで沖縄振興開発金融公庫に預け入れること。
- 本申込書と保証委託契約証書とは、一体となって、私と貴公社の間の保証委託契約を証する書面となること。
- 本保証委託申込書を事業代行者を通じた場合、可否の結果について当該事業代行者あて回答することに同意します。

* 公社記入欄
受理番号
保証委託契約証書番号

【物件所在地】

建設予定地の登記地番を全てご記入く
ださい。

※分筆予定がある場合には、地番の後
ろに「の一部」と明示してください。

【保証料方式のご選択】

保証料方式をご選択のうえ、いずれかにチェック(✓)を
お願いします。

なお、ご選択に当たっては「保証委託申込内容に関する
確認書兼個人情報の取扱いに関する同意書」の内容を
ご理解のうえ、ご選択くださいますようお願いいたします。

保証委託申込書

一般財団法人住宅改良開発公社 御中

平成 年 月 日

1. 申込者

住所

住所

氏名(自署)

氏名(自署)

住所

住所

担保提供者

氏名(自署)

氏名(自署)

2. 借入申込内容

借入先	沖縄振興開発金融公庫		
区分	1 建設	2 購入	3 改良
融資種別	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅(ファミリー) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅(省エネ) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅(サービスタ付高齢者向け一般住宅型) <input type="checkbox"/> 中高層ビル <input type="checkbox"/> 賃貸住宅改良(ファミリー) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅改良(省エネ) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅改良(サービスタ付高齢者向け一般住宅型) <input type="checkbox"/> その他(種別名: _____) <small>(※いずれかのボックスにチェック)</small>		
借入予定金額	円	年間	
借入予定期間		年間	
保証料方式	<input type="checkbox"/> 保証料返戻なし(納付を受けた保証料は、返戻しません。) <input type="checkbox"/> 保証料返戻あり(公社の定める事由に該当したときに、保証料の一部を返戻します。) <small>(※ いずれかのボックスにチェック。但し、融資種別が「賃貸住宅改良」の場合は、「保証料返戻あり」のご利用のみとなります。)</small>		
資金受領方法	<input type="checkbox"/> 分割交付 <input type="checkbox"/> 一括交付 (※いずれかのボックスにチェック)		
物件所在地			

私及び担保提供者は、下記事項を約諾の上、貴公社に対し上記借入れについての保証委託の申込みをいたします。

- 本申込みに基づく保証委託契約は、私が貴公社の定めるところにより保証料を支払った時に、私が沖縄振興開発金融公庫及び貴公社に対し負担する債務について、裏面記載の保証委託約款の内容により成立するものとする。
- 本申込みに基づき私が負担する保証料については、特に貴公社から指定がある場合を除き、沖縄振興開発金融公庫にその支払を委託すること。
- 本申込みに基づいて、保証料預取書と一連のものとして同一内容の事項を記載する保証委託契約書は、保証終了時まで沖縄振興開発金融公庫に預け入れること。
- 本申込みに基づいて、保証委託契約書とは、一体となって、私と貴公社の間の保証委託契約を証する書面となること。
- 本保証委託申込書を事業代行者を通じて当該結果について当該事業代行者あて回答することに同意します。

* 公社記入欄

受理番号

保証委託契約証書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保証委託約款

(保証の範囲)

- 第1条 一般財団法人住宅改良開発公社(以下「公社」といいます。)は、沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」といいます。)との間に締結されている保証基本約定書の定めるところにより、保証委託者が公庫に対し負担する債務を当該保証委託者と連帯して保証します。
- 第2条 保証委託者が公社に委託する保証の範囲は、公庫の融資に係る元金、利息、延滞損害金、違約金、立替金、立替金の損害金及び回収に要した費用の合計額とします。

(保証料)

- 第2条 保証委託者は、公社と保証委託契約を締結したときは、公社の定めるところにより、保証料を納付しなければなりません。
- 第2条 保証委託者は、債務が確定した日にその前に予定されていた債務が増額されたことにより保証委託契約が変更されたときは、公社の定めるところにより、相応の保証料を納付しなければなりません。
- 第3条 公社は、債務が確定した日にその前に予定されていた債務が減額されたことにより保証委託契約が変更されたときは、公社の定めるところにより、相応の保証料を返戻します。
- 第4条 保証委託者が公庫に対し期限前に債務の全部を繰り上げて返済したとき(公庫から返済請求を受けた場合を除く。)は、公社の定めるところにより、相応の保証料を返戻します。ただし、保証委託者が、保証委託の申込みを除いて、返戻を予定しない保証料を選択したときは、納付を受けた保証料は返戻しません。
- 第5条 公社は、前2項に規定する場合、逸算による選択の場合、その他公社が定める場合を除いては、納付を受けた保証料を返戻しません。
- 第6条 公社は、保証料を返戻するときは、返戻する保証料に利息を付しません。

(保証期間)

第3条 保証期間とは、保証委託者が公庫に債務を負担した時(保証委託申込時において既に公庫の融資を受けている保証委託者がある場合は、当該融資に係る保証人と公庫との間に締結されている保証契約が解除された時)から始まり、返済済した時に終わります。

(保証債務の履行)

第4条 保証委託者は、公社が公庫から保証債務の履行を求められたときには、公社から保証委託者に対しあらかじめ通知及び催告なくして保証債務を履行されたいと異議ありません。

(求償権等の行使)

第5条 公社は、保証債務を履行したときは、これに伴い求償権並びに保証委託者にに対し公庫が有する債権(以下この項において「原債権」といいます。)及びこれに付随する抵当権その他担保を取得し、その求償権又は原債権に基づいて、保証委託者に対しその履行を請求します。

(請求権の範囲)

- 前項に規定する請求権の範囲は、次のとおりとします。
 - 第1条第2項の規定による公社の保証債務の履行金額
 - 前条の金額、公社が求償権を取得した日から返済に至るまでの期間の日数に及び、年14.5パーセントの割合を乗じて計算(年365日の日割計算)して得た金額に相当する延滞損害金
- 公社が第4条の保証債務を履行した場合、公庫に対する債務者の債務について、担保提供者が公庫に提供した担保の全部を公社が代位することとし、第1項及び第2項の請求権の範囲内で、公社が公庫の有していた一切の権利を行使できることとします。
- 担保提供者が公庫に対する債務者の債務を弁済したとき又は担保提供者が公庫に提供した担保の実行がなされたときは、担保提供者は、公社に対して何らの請求をしないこととします。

(抵当権の実行)

第6条 公社は、前条第1項の規定による履行の請求をしたにもかかわらず、保証委託者がこれを履行しないときは、公庫から取得した抵当権を実行します。

(報告義務)

- 第7条 保証委託者又はその相続人は、次の場合においては、直ちに書面をもって公社に報告しなければなりません。
 - 保証委託者が死亡し、若しくは解散し、又は合併したとき。
 - 保証委託者が氏名若しくは商号又は住所を変更したとき。
 - 保証委託者が氏名若しくは商号若しくは住所交換所の取引停止処分があったとき、仮差押、差押、仮差押、仮処分、競売手続開始があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始その他の手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - 債務の内容に変更があったとき。
 - その他の求償権の行使に影響のある事実が発生したとき。
 - 債務が完済となったとき。

(調査協力)

- 第8条 保証委託者又はその相続人は、公社が債務の履行状況又は抵当物件の管理状況を調査するときは、これに協力しなければなりません。
- 第9条 保証委託者又はその相続人が前項の規定による報告を欠き、又は遅滞したことにより生じた損害は、すべて保証委託者又はその相続人の負担とします。

(管轄裁判所の合意)

- 第9条 本契約に因る訴訟、調停及び和解については、公社の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

保証委託申込書

一般財団法人住宅改良開発公社 御中

平成 年 月 日

1. 申込者

住所

氏名(自署)

担保提供者

住所

氏名(自署)

氏名(自署)

2. 借入申込内容

Table with columns: 借入先, 区分, 融資種別, 借入予定金額, 借入予定期間, 保証料方式, 資金受領方法, 物件所在地. Includes details for loan from 沖繩振興開発金融公社.

私及び担保提供者は、下記事項を承諾の上、貴公社に対し上記借入れについての保証委託の申込みをいたしました。

- 1 本申込みに基づく保証委託契約は、私が貴公社の定めるところにより保証料を支払った時に、私が沖繩振興開発金融公社及び貴公社に対し負担する債務について、裏面記載の保証委託契約の内容及び成立により成立するものとする。
2 本申込みに基づき私が負担する保証料については、特に貴公社から指定がある場合を除き、沖繩振興開発金融公社にその支払を委託すること。
3 本申込みに基づいて、保証料預取書と一連のものとして同一内容の事項を記載する保証委託契約書は、保証終了時まで沖繩振興開発金融公社に預け入れること。
4 本申込書と保証委託契約書とは、一体となって、私と貴公社の間の保証委託契約を証する書面となること。
5 本保証委託申込書を事業代行者を通じての結果について当該事業代行者あて回答することに同意します。

受理番号

* 公社記入欄

Series of empty boxes for recording the application number and company information.

保証委託約款

(保証の範囲)

第1条 一般財団法人住宅改良開発公社(以下「公社」といいます。)は、沖繩振興開発金融公社(以下「公庫」といいます。)との間に締結されている保証基本約定書の定めるところにより、保証委託者が公庫に対し負担する債務を当該保証委託者と連帯して保証します。
第2条 保証委託者が公社に委託する保証の範囲は、公庫の融資に係る元金、利息、延滞損害金、違約金、立替金の損害金及び回収に要した費用の合計額とします。

(保証料)

第3条 保証委託者は、公社と保証委託契約を締結したときは、公社の定めるところにより、保証料を納付しなければなりません。
第4条 保証委託者は、債務が確定した日にその日前に予定されていた債務が増額されたことにより保証委託契約が変更されたときは、公社の定めるところにより、相応の保証料を納付しなければなりません。
第5条 公社は、債務が確定した日にその日前に予定されていた債務が減額されたことにより保証委託契約が変更されたときは、公社の定めるところにより、相応の保証料を返戻します。
第6条 公社は、保証委託者が公庫に対し期限前借入の全部を繰り上げて返済したとき(公庫から返済請求を受けた場合を除く。)は、公社の定めるところにより、相応の保証料を返戻します。ただし、保証委託者が、保証委託の申込みの際に、返戻を予定しない保証料を選択したときは、納付を受けた保証料は返戻しません。
第7条 公社は、前2項に規定する場合、違算による過取の場合、その他公社が定める場合を除いては、納付を受けた保証料を返戻しません。

(保証期間)

第8条 保証期間は、保証委託者が公庫に債務を負担した時(保証委託申込時において既に公庫の融資を受けている保証委託者があっては、当該融資に係る保証人と公庫との間に締結されている保証契約が解除された時)から始まり、完了した時に終わります。

(保証債務の履行)

第9条 保証委託者は、公社が公庫から保証債務の履行を求められたときには、公社から保証委託者に対しあらかじめ通知及び報告なくして保証債務を履行されても異議ありません。

(求償権等の行使)

第10条 公社は、保証債務を履行したときは、これに伴い求償権並びに保証委託者に対し公庫が有する債権(以下この項において「原債権」といいます。)及びこれに付随する抵当権その他の担保を取得し、その求償権又は原債権に基づいて、保証委託者に対しその履行を請求します。

2 前項に規定する求償権の範囲は、次のとおりとします。

- 1 第1条第2項の規定による公社の保証債務の履行金額
2 前条の金額に、公社が求償権を取得した日から完済に至るまでの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算(年365日の日割計算)して得た金額に相当する延滞損害金
3 公社が第4条の保証債務を履行した場合は、公庫に対する債務者の債務について、担保提供者が公庫に提供した担保の全部を公社が代位することとし、第1項及び第2項の求償権の範囲内で、公社が公庫の有していた一切の権利を行使できることとします。
4 担保提供者が公庫に対する債務者の債務を弁済したとき又は担保提供者が公庫に提供した担保の実行がなされたときは、担保提供者は、公社に対して何らの請求をしないこととします。

(抵当権の実行)

第11条 公社は、前条第1項の規定による履行の請求をしたにもかかわらず、保証委託者がこれを履行しないときは、公庫から取得した抵当権を実行します。

(報告義務)

- 第12条 保証委託者又はその相続人は、次の場合においては、直ちに書面をもって公社に報告しなければなりません。
1 保証委託者が死亡し、若しくは解散し、又は合併したとき。
2 保証委託者が氏名若しくは商号又は住所を変更したとき。
3 保証委託者が氏名若しくは商号又は住所の取引停止処分があったとき、仮差押、差押、保金差押、仮処分、競売手続開始があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始その他の法的手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
4 債務の内容に変更があったとき。
5 その他求償権の行使に影響のある事態が発生したとき。
6 債務が完済となったとき。
7 保証委託者又はその相続人が前項の規定による報告を欠き、又は遅滞したことに伴い生じた損害は、すべて保証委託者又はその相続人の負担とします。

(調査協力)

第13条 保証委託者は、公社が債務の履行状況又は抵当物件の管理状況を調査するときは、これに協力しなければなりません。

(管轄裁判所の合意)

第14条 本契約に關しての訴訟、調停及び和解については、公社の事務所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。